

森町告示第145号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度において、森町が発注する建設工事、設計・測量・調査等（以下、「設計等」）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項、資格審査の申請時期、申請の方法等について、次のとおり告示する。

令和6年12月9日

北海道茅部郡森町長 岡嶋 康輔

1 競争入札に参加できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別な理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する次に掲げる者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者

(3) 森町に係る町税又は消費税・地方消費税を滞納している者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人として使用している者

2 審査基準日

資格審査の基準日は、令和6年12月1日とする。ただし、随時申請の場合は申請する月の初日とする。

3 資格の種類

別表第1及び別表第2のとおり

4 申請の種類による資格要件等

(1) 「建設工事」を申請する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 申請工種において、別表第1に掲げる工種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条第1項に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受けており、かつ、当該建設業許可を受けて1年以上、当該建設業を営んでいること。

イ 申請工種において、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていること。なお、経営事項審査については、総合評定値（P点）の通知を受けており、かつ、その通知が有効なものであること。

ウ 申請工種において、経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2

年の各営業年度のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。ただし、経営事項の審査において3年平均を採用している場合は、直前2年を直前3年と読み替えることができるものとする。

エ 町内業者（森町に本店を有する者をいう。）は、前記アからウの規定に限らず申請工種において、直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。ただし、経営事項審査の総合評定値（P点）を有する者はこの限りでない。

オ 「建設工事」のうち等級の格付けを行う工種については、次に掲げる客観点と発注者別評価点の和を総合点として格付けを行うものとし、特別な場合を除き有効期間内の等級の変更は行わないものとする。

(ア) 客観点

経営事項審査の総合評定値（P点）

(イ) 発注者別評価点

過去2年間に申請工種において、森町発注の元請けとしての受注実績（令和4年度及び令和5年度中に工事が完成し、引渡しが進んでいること。（申請時において施工中で、令和6年度中に完成予定も含まれます。））がある場合は、工種毎に60点を付与する。ただし、町外業者は130万円以上の工事を対象とする。

(2) 「設計等」を申請する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 審査基準日の直前1年間に、希望する業種において売上高を有していること。

ウ 「建築設計」を申請する者は、ア及びイのいずれにも該当し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく1級、2級又は木造建築士事務所の登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。

エ 「測量」を申請する者は、ア及びイのいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）に基づく登録を受けた者であること。

5 資格の決定等

参加資格の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録する。また、随時申請の場合は、申請書内容及び提出書類に不備がない状況で揃ったときを受理とし、原則として翌月中までに資格の決定を行い、競争入札参加資格者名簿に登録する。

6 資格の有効期間

令和7年度及び令和8年度とする。

7 資格の取消し

前記1に該当することとなったときは、参加資格を取り消す場合がある。また、次の各号に該当することとなったときも同様とする。

(1) 競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をしたとき。

(2) 法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。

8 申請の受付期間

- (1) 定期の申請は、令和6年12月10日から令和7年1月31日までとする。
- (2) 随時の申請は、令和7年3月17日からとする。なお、令和8年度中の受付期間については、令和7年12月頃に公式ホームページへ掲載するものとする。
- (3) 共同企業体については、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (4) 特に町長が必要と認めた場合は、町長の指定する日とする。

9 中小企業組合等の取扱い

(1) 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

(2) 申請の受付期間

前記8の申請の受付期間のほか、次のいずれかに該当したときに申請することができる。

ア 中小企業組合等が、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けたとき。

イ 構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合が設立されたとき。

10 申請方法等

(1) 申請方法

ア 【建設工事】及び【設計等】

一般財団法人北海道建設技術センターのホームページ内の共同審査システム（URL <https://www.hoctec.info/kyoshin/>）での受付のみとする。

(2) 受付時間

定期申請は前記8の期間内に申請することとし、なお、期間外の申請は定期申請分として扱わない。また、提出書類の返送も行わない。

随時申請は前記8の(2)の申請の受付期間内に申請すること。

(3) 提出書類

ア 「建設工事」及び「設計等」を申請する場合

申請は、次の書類を提出することにより行うものとする。

No.	区 分	法 人	個 人	摘 要
1	建設工事等競争入札参加資格審査申請書 (表紙)	○	○	道共同審査様式1（※注1）
2	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知	○	○	道共同審査様式2【建設工事のみ】

	書) の写し			
3	工事(事業)経歴書	○	○	道共同審査様式3
4	工事経歴書集計表	○	○	道共同審査様式3の2【建設工事のみ】
5	建設工事技術者名簿	○	○	道共同審査様式4【建設工事のみ】(※注2)
6	設計等技術者名簿			道共同審査様式4の1【設計等のみ】(※注2)
7	代表者身分証明書(写し可)		○	道共同審査様式5 申請時3か月以内に市区町村長発行のもの ※森町の場合:住民生活課で発行
8	履歴事項全部証明書(写し可)	○		道共同審査様式6 申請時3か月以内に法務局発行のもの ※公益法人等の場合は、定款及び寄付行為を提出してください。
9	許可・登録証明書の写し	○	○	【建設工事】:建設業許可通知書(道共同審査様式7) 【測量】:測量業者登録通知書(道共同審査様式7の3) 【建築設計】:建築士事務所登録を証する書類(道共同審査様式7の7) 【その他】:地質調査(道共同審査様式7の5)、建設コンサルタント(道共同審査様式7の6)、補償コンサルタント(道共同審査様式7の8)等の登録を受けている方は提出してください。
10	建設工事入札参加資格審査申請書付票	○	○	道共同審査様式9(※注1)【建設工事のみ】
11	設計等入札参加資格審査申請書付票	○	○	道共同審査様式10(※注1)【設計等のみ】
12	使用印鑑届	○	○	道共同審査様式11(※注3)
13	暴力団排除による誓約書	○	○	道共同審査様式12(※注3)
14	年間委任状(支店等に委任される場合)	○	○	道共同審査様式13(※注3)(行政書士が代理申請を行う場合は様式14)
15	印鑑証明書(写し可)	○	○	道共同審査様式18 【法人】:申請時3か月以内に法務局発行のもの 【個人】:申請時3か月以内に市区町村長発行のもの
16	決算書(財務諸表)の写し(直近1年分) (建設工事の申請において、経営事項審査結果通知書を提出される方は不要です。)	○	○	道共同審査様式19 【法人】:貸借対照表、損益計算書等 【個人】:確定申告書、損益計算書等 (収支内訳が明示されている書類)

17	納税証明書（写し可）	○	○	<p>道共同審査様式 2 0 各証明書は、申請時 3 か月以内に発行されたもの</p> <p>【消費税及び地方消費税】：税務署発行 【法人】【個人】納税証明書「その 3」※ ※法人であれば「その 3 の 3」でも可 個人であれば「その 3 の 2」でも可 税務署ウェブサイト請求 e-taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）</p> <p>【市区町村発行の納税証明書】 【町内に本店、受任先の支店・営業所がある場合】 ：森町税務課発行のもの</p> <p>【町外の支店・営業所に受任する場合】※ ：受任先が所在する市区町村発行のもの</p> <p>※受任地の納税証明書は他に支店・営業所の所在が確認できる書類（建設業許可証明書等）がある場合は必要ありません。</p>
18	営業証明書（写し可）		○	<p>申請時 3 か月以内に市区町村長発行のもの</p> <p>※営業証明書が発行されない場合及び業種（事業内容）が記載されていない場合は、希望する業種の営業を証する書類（業種の取扱いを証する契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）等の写し）</p> <p>※森町の場合：税務課で発行</p>
19	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し	○	○	<p>従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は提出してください。</p>
20	希望部門調書	○	○	<p>道路清掃、造林等、その他の設計を希望する場合は道路清掃で申請し、森町個別様式「希望部門調査」の希望する細別部門に「○」を付して提出してください。</p>
21	中小企業組合等の場合は、法人と同じ提出書類のほか、組合員名簿（道共同審査様式 組-1）、官公需適格組合証明書（道共同審査様式 組-2）（該当する場合）の写し、また定款（道共同審査様式 組-3）を提出してください。			

※注 1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書（道共同審査様式 1）および建設工事入札参加資格審査申請書付票（道共同審査様式 9）、設計等入札参加資格審査申請書付票（道共同審査様式 1 0）はシステムにて自動作成されるため添付書類としての提出は不要です。

※注 2 従来の市町村標準様式 4 でも可です。

※注 3 道共同審査様式 1 1, 1 2, 1 3 はシステムからダウンロードし、押印したものを PDF 形式で添付してください。

11 資格審査の変更審査申請（再申請）及び変更届

(1) 提出方法

ア【建設工事】及び【設計等】

一般財団法人北海道建設技術センターのホームページ内の共同審査システムでの手続きとなります。

なお、資格の有効期間内に変更審査申請（再申請）の必要がある場合は、一度本申請を取り下げたのちに再度申請を行ってください。また、下記に掲げる事項に変更があったときは、「競争入札参加資格審査申請書変更届（道共同審査変更様式 1）」にその変更を行う事由に

かかる書類をすべてPDF形式にしてシステムにアップロードし、提出してください。

(2)変更事由

「競争入札参加資格変更審査申請書」の提出が必要な場合

- ア 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合
- イ 中小企業組合等がその構成員を変更した場合（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあつては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）
- ウ 資格者が会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始決定を受けた場合

「競争入札参加資格審査申請書変更届」の提出が必要な場合

- ア 住所、商号又は名称、法人の代表者氏名、主たる事業等を変更した場合
- イ 許可及び登録等に関する事項に変更があった場合

別表第1（3関係）

建設工事の工種区分

No.	区 分	No.	区 分
1	土木一式工事	15	板金工事
2	建築一式工事	16	ガラス工事
3	大工工事	17	塗装工事
4	左官工事	18	防水工事
5	とび・土工・コンクリート工事	19	内装仕上工事
6	石工事	20	機械器具設置工事
7	屋根工事	21	熱絶縁工事
8	電気工事	22	電気通信工事
9	管工事	23	造園工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	24	さく井工事
11	鋼構造物工事	25	建具工事
12	鉄筋工事	26	水道施設工事
13	ほ装工事	27	消防施設工事
14	しゅんせつ工事	28	清掃施設工事
		29	解体工事

別表第2（3関係）

設計等の業種区分

番号	区 分	番号	区 分
1	測 量	5	設備設計
2	地質調査	6	技術資料
3	土木設計	7	道路清掃
4	建築設計		

※6 技術資料に補償関係を含める

※7 道路清掃にその他設計（情報システム設計を除く）を含める